

解散公告（第一回）

当法人は、総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番五号

税理士法人A.T.パートナーズ

清算人 湯口 雅之

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岐阜県海津市海津町高須町二一九番地

宗教法人瑞應院

清算人 長谷川 快真

解散公告（第一回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

長崎市平和町八番七号

医療法人社団昭成会岩永医院

清算人 岩永美智子

解散公告（第二回）

当組合は、組合規約に定めた解散事由の発生のため令和八年九月三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

北海道函館市湯川町一丁目一番一二号

日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部

清算人 鈴木 富夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日、診療所のすべてを廃止し、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載第一回掲載（令和八年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二七番一五号

東永ビル一階

医療法人社団さくまこどもクリニック

清算人 佐久間秀哉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市上京区今出川通千本西入南上善寺町一七〇番地三

医療法人社団正豊会すぎはら医院

清算人 杉原みどり

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年七月二十四日開催の臨時大会の決議により令和八年九月三十日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

島根県松江市東出雲町掛屋六六七番地一

三菱農機労働組合

清算人 乗本 克己

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県呉市仁方西神町四番一四号

医療法人社団田村内科・小児科

清算人 田村 宏

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区南青山五丁目四番三五号たつむら青山マンション四〇九号室

医療法人社団川崎歯科診療所

清算人 濱島ひろみ

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区北新宿一丁目一三番一九号弘林ビル三階

医療法人社団慶順会

清算人 申 基 泰

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月二十二日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神奈川県横浜市中区神奈川区子安通一丁目三番地四

ファーストクラス子安駅管理組合法人

清算人 庄子 哲也

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛知県豊橋市前田町二丁目一〇番地一〇

医療法人社団玲仁会

清算人 山内 照司

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十日開催の総会及び責任役員会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県竹原市中央二丁目一七番一七号

竹原キリスト教会

清算人 中野 信

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十八日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島市中区大手町五丁目六番二三号エスポワールたかのばし・二階

医療法人住田医院

清算人 清永ときよ

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十八日

鹿児島県曽於郡大崎町飯宿一五四八番地

医療法人上床歯科医院

清算人 上床 義人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡日高町字賀張三〇三番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目四番三五号あしりべつ病院

被相続人 亡 澤里美意子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

札幌市中央区南一条西十一丁目三三七番地

八RICH南1条ビル六階弁護士法人竹村

合同法律事務所札幌事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤田 環